

## コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

### (1) 金融検査マニュアル・監督指針の改正（別紙1関係）

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今般の改正は、円滑化法の期限到来に当たり、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること等を明確化することを目的としたものであり、期限到来前と比べ、新たな対応が求められるものではないと理解しているが、取引先の支援のあり方等は個々の金融機関の規模や特性等により異なることから、金融検査マニュアルや監督指針の実際の運用に当たっては、この点を十分に踏まえ、機械的・画一的な対応とならないよう留意いただきたい。</p> <p>また、金融検査マニュアルや監督指針の改正を踏まえ、今後、各金融機関では各種規程の見直し等の態勢整備を行っていくが、改正案の公表から施行までが短期間であるため、検査・監督の運用に当たっては、柔軟かつ弾力的な対応をお願いしたい。</p>	<p>金融検査マニュアルにおいては、「本マニュアルの適用にあたっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する」ものとされています（注1）。また、監督指針においても、「本監督指針の運用にあたっては、各金融機関の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する」ものとされています（注2）。</p> <p>今般頂いたご意見も踏まえ、引き続き、金融検査マニュアル及び監督指針の適切な運用に努めてまいります。</p> <p>（注1）「金融検査マニュアル」にあつては【はじめに】（3）を参照。</p> <p>（注2）「主要行等向けの監督指針」にあつてはI-5-1（3）、「中小・地域金融機関向けの監督指針」にあつてはI-3-3（2）を参照。</p>
2	<p>監督指針改正案（別紙1-3、1-4）に、「個々の顧客企業の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、……。その際、……。当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。」とあるが、「会議」とは、設置要綱を定めたり、議事録を作成したりするなどフォーマルなものに限られず、関係機関の担当者が連携するために集まる会合も含まれるという理</p>	<p>貴見のとおりです。いわゆるバンクミーティングのようなものも含まれます。なお、「会議」と称するものであっても、必ずしも設置要綱や議事録の作成が必須となるものではありません。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	解でよいか。	
3	<p>金融検査マニュアル改定案（別紙1-1）について、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】（3）に、特に留意すべき項目を整理した理由を明確にするため、これまでであった次のような文言（下線の部分）を入れてはどうか。</p> <p>「（3）『金融円滑化編チェックリスト』については、<u>金融の円滑化が金融機関の重要な役割の一つであることから</u>、検査において金融円滑化について特に留意すべき項目を整理し・・・、」</p> <p>また、「金融円滑化編チェックリスト」Ⅲ. 1. ①（x v）～（x viii）で結びが「適切に対応しているか」となっているが、改定前の検査マニュアルにおいて類似の項目で使われていた「努めているか」という表現の方が、明確ではないか。</p>	<p>「本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項」には、マニュアルの適用対象やマニュアルにおける用語の定義などを記載することとしているため、ご指摘の内容は記載していません。</p> <p>一方で、「金融の円滑化が金融機関の重要な役割の一つである」ことについてはご指摘のとおりであり、また、各チェックリストの冒頭（【検証ポイント】）には各管理態勢の意義や重要性を記載することとしているため、「金融円滑化編チェックリスト」の冒頭にご指摘の内容を記載しています。</p> <p>また、後段については、金融機関に対して努力義務を課していた円滑化法の失効を踏まえ、より一般的な表現である「適切に対応しているか」に改定しているものです。</p> <p>ただし、本項目の改定前後で、金融検査の目線が変わるものではありません。</p>
4	<p>監督指針改正案（別紙1-3、1-4）に、「顧客企業の立場に立って」とあるが、「顧客企業の同意を得つつ」とすべきではないか。</p> <p>また、金融機関が顧客企業に対して忠実義務を負う金融サービスを提供するということではないと理解してよいか。</p>	<p>金融機関がソリューションの「提案」を行う段階では、必ずしも顧客の事前同意が必要とは考えられず、むしろ顧客企業の立場に立って、顧客企業にとって最適なソリューションの提案を積極的に行っていくことが必要であると考えられることから、原案のままいたします。</p> <p>なお、金融機関が顧客企業に対して忠実義務を負うか否かについては、個々の取引関係によるものと考えられます。</p>
5	金融検査マニュアル改正案（別紙1-1）における「中小・零細企業等」は、円滑化法の「中小企業者」と同義との理解でよいか。	金融検査マニュアルにおける「中小・零細企業等」については、円滑化法の「中小企業者」と同義ではなく、「当該企業が本マニュアルに記載する中小企業の特性を有しているか否

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>また、監督指針改正案（別紙１－３、１－４）における「中小企業（小規模事業者を含む。）」の定義は、各金融機関が管理する基準に従うと考えてよいか。</p>	<p>かという実態により判断」することとしています（金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）９－44参照）。</p> <p>また、監督指針における「中小企業（小規模事業者を含む。）」についても、金融検査マニュアルの考え方と同様であり、中小企業の特徴を有しているか否かという実態により判断すべきものであると考えます。なお、通常、各金融機関の管理する基準は、このような考え方に即しつつ、円滑化法の「中小企業者」の定義を満たす者については、対象に含んでいるものと考えられます。</p>
6	<p>監督指針改正案（別紙１－３、１－４）に、「他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら」とあるが、「他業態」の範囲を具体的に確認したい。</p>	<p>「他業態」は、預金取扱金融機関や政府系金融機関をはじめ、金融の円滑化という趣旨に合致する者を対象としています。</p>
7	<p>監督指針改正案（別紙１－３、１－４）に、「特に、主たる取引金融機関は、仮に債務者の事業再生が困難であると判断をするに際しては、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえているか。」とあるが、顧客企業の状況・ニーズ等を考慮し、必要に応じて検討するものであり、一律・画一的な対応が求められるものではないと理解してよいか。</p>	<p>ご指摘の点について、必ずしも一律・画一的な対応を求めているものではありません。しかしながら、金融機関が、仮に債務者の事業再生が困難であると判断するに際しては、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該顧客企業の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分に検討を行うことが求められます。そのような点に鑑みると、特に主たる取引金融機関が、外部専門家・外部機関等の第三者の知見を活用することも重要であると考えます。</p>
8	<p>監督指針改正案（別紙１－３）の「Ⅲ－４－２」や（別紙１－４）の「Ⅱ－４－２」において、金融仲介機能の発揮に関する「主な着眼点」が示されているが、監督指針の他の項目と同様、「具体的な内容や水準については、各金融機関にお</p>	<p>金融機関にとって、円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めることは、金融機関が果たすべき基本的な役割であることから、記述の追加は必要ないものと考えます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	いて、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある」旨の記載を追加すべきではないか。	
9	金融検査マニュアル【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(1)で「金融円滑化編チェックリスト」から、「外国銀行の在日支店を除く」とされているが、その理由は、平成21年12月4日付のパブリック・コメントの結果の検査マニュアルに関する回答と同様、「中小企業向け融資等が少ない」ことにあると理解してよいか。また、その場合、同パブリック・コメントの結果で示された「業務の特性等を踏まえ、金融円滑化の観点から必要があれば、適宜検証する」との点についても、今後も同様と理解してよいか。	貴見のとおりです（金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）3-3参照）。

## (2) 府省令・監督指針の改正（別紙2関係）

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	新たな開示事項となる「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」は、地域に密着した情報となると思われるが、その地域以外の利用者等にとっては、興味や関心がないと考えられる。したがって、特に全国で営業を行う金融機関については、営業所ごとに開示内容が異なっても差し支えない扱いとするべきではないか。	全国規模で業務を展開している金融機関については、全国おける取組状況を開示することが求められます。ただし、その際には、地域や営業所を単位として、その単位ごとに異なる内容の記載をすることは差し支えありません。
2	業態としての特性上、中小企業向け貸付けを基本的に扱うことはできない場合には、「中小企業の経営の改善及び地域の	貴見のとおりです。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>活性化のための取組の状況」の開示内容は、地域の活性化に関する取組み（地域と協働した社会貢献活動等に係るもの等を含む。）に限定することで足りると理解してよいか。</p>	
3	<p>監督指針改正案（別紙2-6、2-7）に、円滑化法に基づく開示・報告義務であった「貸付条件の変更等の実施状況」を盛り込み、円滑化法の期限到来後も引き続き開示の対象にすべきではないか。これにより、金融円滑化の実効性が確保されるものとする。</p>	<p>今般の監督指針の改正は、中小企業・小規模事業者に対する経営支援の取組みを記載いただくためのものであり、貸付条件の変更等の実施状況の開示とは趣旨が異なります。なお、条件変更等の実施状況については、金融機関に対し、自主的な開示を要請しています。</p>
4	<p>監督指針改正案（別紙2-6、2-7）における「中小企業（小規模事業者を含む。）」の定義は、各金融機関が管理する基準に従うものと理解してよいか。</p> <p>また、個人に対する事業性と信先（アパートローン）先は含まれるか。</p> <p>「小規模事業者」の定義は何か。</p>	<p>前段については、上記（1）5を参照ください。</p> <p>中段については、個別の事例に応じ判断されるべきものと考えられますが、不動産業に該当する業務を行う個人事業主は含まれます（注）。</p> <p>後段の「小規模事業者」については、例えば、中小企業基本法において「小規模企業者」の定義として、「おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者」とされているものが参考になりますが、いずれにせよ、中小企業に含まれるものであり、本監督指針では、このような小規模事業者に対する経営支援への積極的な取組みを促す観点から、確認的に規定しているものです。</p> <p>（注）平成21年12月22日付パブリック・コメント結果の政府令に関する回答にも同様の回答があります。</p>
5	<p>監督指針改正案（別紙2-6、2-7）における「取組事例」は、開示対象期間（銀行は半期、銀行以外は年度）の事例と理解してよいか。また、過去の開示対象期間の事例を更</p>	<p>「取組事例」については、例えば、過去の開示対象期間に取組みを始めた事例であっても、開示対象期間においても継続して取り組んでおり、更に進捗が見られるものなどは、ご</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>新して開示しても差し支えないと理解してよいか。円滑化法の施行期間中の事例も記載する必要があるか。</p>	<p>指摘のとおり、開示対象としていただいて構いません。          なお、今般の改正は、平成 24 年度を開示対象期間とした開示から適用となります。</p>
6	<p>監督指針改正案（別紙 2-6、2-7）における「中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）」は、連携の件数等の開示が必須ではないと理解してよいか。          また、「連携」は、自金融機関が主導したものに限らず、他の金融機関等の主導による連携などを広く含むと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりですが、今般の改正を踏まえ、各金融機関においては、連携の状況を含めて、開示内容について従来以上に利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすいものとなることが期待されます。</p>
7	<p>監督指針改正案（別紙 2-6、2-7）における「具体的な実績や成果を記載するよう努めているか」は、取り組んだ全ての案件や、個別事案の具体的な内容の記載までは必須ではなく、代表的な事例やそのスキームの記載も認められると理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりですが、今般の改正を踏まえ、各金融機関においては、事例やスキームを含めて、その開示内容について従来以上に利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすいものとなることが期待されます。          なお、情報発信の重要性については、「中小・地域金融機関向けの監督指針」Ⅱ-5-2をご参照ください。</p>
8	<p>監督指針改正案（別紙 2-6、2-7）が示す内容について、開示例等は示されないか。          その場合、開示内容や記載水準については各金融機関の判断で記載すればよいと理解してよいか。</p>	<p>各金融機関による、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを促すとともに、創意工夫ある情報開示を促す観点からも、当局から開示例を示すことは予定しておりません。          後段については、貴見のとおりです。各金融機関の創意工夫により、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容の開示が行われることが期待されます。          なお、情報発信の重要性については、「中小・地域金融機関向けの監督指針」Ⅱ-5-2をご参照ください。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
9	<p>今般の改正に基づく開示事項について、法定のディスクロージャー誌の別冊を作成しても差し支えないか。例えば、詳細な内容を別冊に記載し、ディスクロージャー誌本体には、別冊に今般の改正に基づく開示事項の記載がある旨を明記することを想定している。</p> <p>また、開示の方法として、書面の縦覧による方法と電磁的記録の表示による方法とが認められているが、これらを併用し、例えば、一部の内容についてのみ、いずれかの方法とすることは認められるか。</p>	<p>別冊の使用や、書面・電磁的記録の併用により開示することは差し支えありません。</p>
10	<p>監督指針改正案（別紙2-6、2-7）における開示事項は、中長期的観点からの取組みも多く想定される。このため、年度・中間のディスクロージャー誌では、同様の内容を数期にわたって掲載することも差し支えないと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。なお、掲載する取組状況等について進捗があれば、その内容を開示することが期待されます。</p>
11	<p>「中小・地域金融機関向けの監督指針」では、既に「Ⅱ-4-2-3 地域や利用者に対する積極的な情報発信」の項目において、地域密着型金融の取組みに関して、広く情報発信していくことが求められている。今般の改正に基づく開示は、このような従来からの情報発信に該当するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりですが、今般の改正を踏まえ、各金融機関においては、従来以上に利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容の開示が行われ、より一層の情報発信に努めていくことが期待されます。</p>
12	<p>監督指針改正案（別紙2-6、2-7）における「中小企業の経営支援に関する取組方針」は、形式的に新たな方針の策定を求めるものではなく、例えば、地域密着型金融や金融円滑化に関する方針などの既存の方針や経営計画等の関連する記述を引用し、その概要を記載するという方法でも差し支えないと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりですが、今般の改正を踏まえ、各金融機関においては、取組方針を含めて、その開示内容について従来以上に利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすいものとなることが期待されます。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
13	<p>監督指針改正案（別紙２－６、２－７）における「取組事例」の記載については、全案件を記載する必要はなく、主な取組事例を各金融機関の判断で選定して記載するものと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりですが、今般の改正を踏まえ、各金融機関においては、主な取組事例を含めて、その開示内容について従来以上に利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすいものとなることが期待されます。</p>
14	<p>監督指針改正案（別紙２－６、２－７）における「ハ. 中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）」では、「a. 創業・新規事業開拓の支援、b. 成長段階における支援、c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援」の３つの項目が掲げられている。他方で、開示すると個社が特定されるなど開示が困難である場合もあることから、必ずしも上記３つの項目の全てについて取組事例の記載が求められるものではないと理解してよいか。</p> <p>また、上記の３つの項目をこの形で整理せず、例えば、震災の復興支援など特定の分野を切り口として、創意工夫により独自に整理した形での公表も差し支えないと理解してよいか。</p>	<p>前段の取組事例の記載については、貴見のとおりですが、今般の改正を踏まえ、各金融機関においては、創意工夫をこらして、その開示内容について従来以上に利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすいものとなることが期待されます。</p> <p>後段については、貴見のとおり、必ずしも「a. 創業・新規事業開拓の支援」、「b. 成長段階における支援」、「c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援」の３項目に整理して開示を行う必要はありませんが、基本的には、これら３項目の支援の取組状況について、全て包含した形で開示を行っていただく必要があります。</p>
15	<p>監督指針改正案（別紙２－６、２－７）における「具体的な実績や成果」について、定量的に示すことが困難なものもありうるが、定性的な記載も排除されるものではないと理解してよいか。</p> <p>また、「実績や成果」は、個別の支援先ごとの開示が必須というわけではなく、金融機関全体としての実績を開示することでも差し支えないと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりですが、今般の改正を踏まえ、各金融機関においては、実績や成果を含めて、その開示内容について従来以上に利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすいものとなることが期待されます。</p>
16	<p>監督指針改正案（別紙２－７）における「地域の面的再生</p>	<p>貴見のとおりですが、今般の改正を踏まえ、各金融機関に</p>



番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	への積極的な参画等」について、各金融機関の判断により、地域の活性化につながる取組みを、幅広く「地域の面的再生」の対象として差し支えないと理解してよいか。	おいては、地域の活性化につながる取組みを含め、その開示内容について従来以上に利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすいものとなることが期待されます。
17	監督指針改正案（別紙2-6、2-7）における「外部専門家」について、民間のコンサルティング会社や経営コンサルタントは含まれると理解してよいか。	貴見のとおりです。

### (3) その他

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	改正案の公表が遅すぎると考える。事情はあろうが、改正するという方針は以前から決まっていたものであり、世間的にも注目を集めている重要な事項なのであるから、パブリック・コメントの期間を十分に取るべきではないか。 また、改正の内容は既に円滑化法の下で金融庁が行ってきたことがほとんどであり、もっと早くに改正しておくべきだったのではないか。	ご意見として承り、今後の改正に当たって留意します。
2	金融機関が貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めることが本来の役割というのであれば、円滑化法があっても問題はなく、むしろ金融庁は、再々延長や恒久化に向けて努力すべきだったのではないか。法律により定められている方が、より民主的ではないか。	円滑化法に基づく貸付条件の変更等については、実行率が9割を超える水準で推移するなど取組みが定着している一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業が増加しているといった弊害が拡大しました。このような状況に鑑み、今後は、金融機関が貸付条件の変更等にとどまらず、中小企業の真の意味での経営改善が図られるような支援に注力していくことが重要と考え、時限的な法律として、金融機

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>関に貸付条件の変更等の対応を促すことを目的として制定された円滑化法については、再々延長を行わないことが適当と判断しました。</p>
3	<p>円滑化法による貸付条件の変更に安住し、経営改善が図られない企業が増加するという「副作用」が指摘されていたが、法律ではなく、金融検査マニュアルや監督指針であれば、そのような副作用は起きなくなるのか。</p>	<p>円滑化法に基づく貸付条件の変更等については、実行率が9割を超える水準で推移するなど取組みが定着している一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定できていない中小企業が増加しているといった弊害が拡大しました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、借り手の経営改善・事業再生等の支援に軸足を移していくことが重要であると考え、時限的な法律として、金融機関に貸付条件の変更等の対応を促すことを目的として制定された円滑化法については、再々延長を行わず、金融検査マニュアルや監督指針に、「円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努める」とともに「中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援する」ことを明記し、金融検査・監督を通じて、金融機関に対して、金融円滑化や経営改善支援等の取組みを促してまいります。</p>
4	<p>円滑化法に基づく開示・報告義務の負担が重く、金融機関が借り手の事業再生等に専念できない状況であったとも聞いているが、円滑化法が期限を迎え、そのような義務の負担がなくなることは良いことである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
5	<p>円滑化法が期限を迎え、円滑化法に基づく開示・報告の義務が失効するが、これに関し、円滑化法第7条および主務省令「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」第7条の規定に基づく開示について、円滑</p>	<p>円滑化法は平成25年3月31日に期限を迎え、円滑化法に基づく開示・報告の義務は失効しました。ただし、円滑化法附則第2条第1項の規定では、「同日までに行われた第四条第一項に規定する申込み、同条第二項に規定する確認及び同条</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>化法の終了後も、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日を期間とする説明書類について、1 年間の開示が必要となるのか。</p> <p>また、開示が必要となる場合には、同命令の別紙様式 1 号に基づく体制等については、平成 25 年 4 月 1 日以降の体制にかかわらず、上記期間における体制等を開示することとなるのか。</p>	<p>第三項に規定する求め並びに第五条第一項に規定する申込みに係る事案については、同日後もなおその効力を有する。」とされ、ご質問の期間（平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日）を含む平成 25 年 3 月 31 日までの申込み等に係る事案については、円滑化法に基づく開示・報告が必要になります。したがって、ご質問の 1 年間の開示は必要となります。体制についても、上記のご質問の期間における体制の開示が必要となります。</p> <p>なお、円滑化法の期限到来後も審査中のものが残っている限り、円滑化法に基づく開示・報告が必要になりますが、最終の開示・報告は、平成 25 年 9 月末時点となります（左記主務省令別紙様式第 1 号「記載上の注意」12、別紙様式第 2 号「記載上の注意」12 の規定により、期限到来後も審査中のものであっても、開示・報告の様式上は、平成 25 年 9 月末時点で謝絶とし、円滑化法に基づく開示・報告は終了となります。）。</p>